

みなと みた

2024 3
No.162

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ●2~8

本年4月1日から建設業・自動車運転業務・医師にも時間外労働の上限規制が適用されます／三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況／令和6年度労働保険料率について

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●9~10

最近の雇用失業情勢／障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

協会だより ●11~16

令和6年1月、東京都港区に関東安全衛生技術センター東京試験場が開設されました／2024年新年賀詞交換会のご報告／労働保険料の納付手続き完了のご報告／新入会員のご紹介／2024年度定期総会開催のご案内／講習会等のご案内／定期健康診断のご案内／2024年度講習会等予定表

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



本年4月1日から 建設業・自動車運転業務・医師にも 時間外労働の上限規制が適用されます

～ 36協定届が新しい様式に変わります～

本年4月1日から、建設業・自動車運転業務・医師においても時間外労働の上限規制が適用され、これに伴い、時間外労働及び休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）届が新しい様式に改正されます。

関係事業者におかれては、本年4月1日からの上限規制の適用に伴い、36協定の内容に合った『新しい様式による届出』が必要になります。

東京労働局では、都内18の労働基準監督署（支署）に設置している「労働時間相談・支援コーナー」や、委託事業で運営している「東京働き方改革推進支援センター」において、主に中小企業の事業主の方に対し、36協定届（新様式）の記載方法を含む労働時間制度全般に関する相談への対応や支援をしています。東京労働局では、こうした取組を通じて労働時間の改善などを促し、働き方改革の推進を図っていきます。

【36協定届の新しい様式について】

36協定届の新様式（建設業・自動車運転業務・医師）は、以下のページからダウンロード可能です。また、同ページに、36協定届の記載例や労働基準法等の改正内容等をご案内するリーフレットも掲載していますので、ご参照下さい。
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/36_kyoutei.html



【相談・支援窓口】

◎東京労働局 労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

専門の「労働時間相談・支援班」が、36協定届（新様式）の記載方法や労働基準法等の改正内容等の相談について、窓口及び電話のほか、個別訪問やリモートにより相談・支援を実施しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001725252.pdf>



◎東京働き方改革推進支援センター（東京労働局委託事業）

働き方の見直しや労務管理のお悩み解決に向けて、社会保険労務士等の専門家がサポートしています。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>



中小企業事業主等のみなさまへ

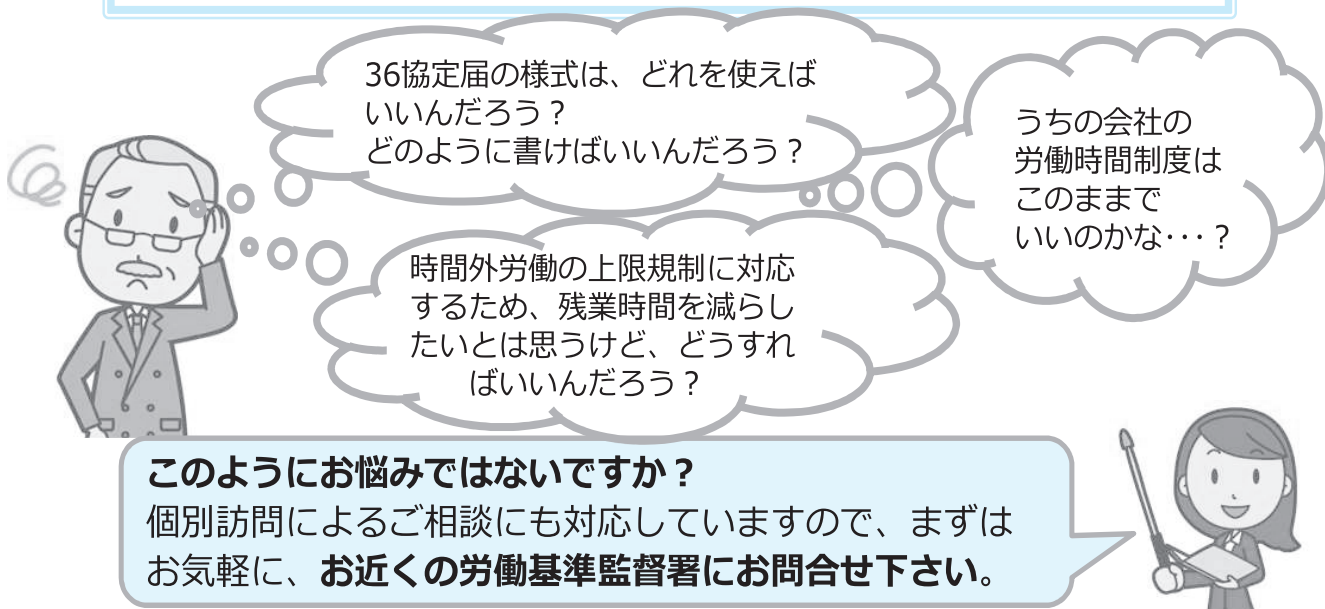
「働き方改革」への取組を支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を労働基準監督署に設置しています。

令和6年4月1日から建設業・自動車運転業務・医師に時間外労働の上限規制が適用されますが、ご準備はお済みでしょうか？

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

Microsoft Teams
によるリモート相談・
支援も行っています！
(詳細は裏面へ)

- ㊦ 労働基準法等の改正内容
- ㊦ 36協定届（新様式）の書き方を含む労働時間制度全般
- ㊦ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ㊦ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊦ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
 - ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
- 受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



個別訪問による相談・支援に加えて

リモートによる相談・支援を実施しています！

専門の「労働時間相談・支援班」が対応します

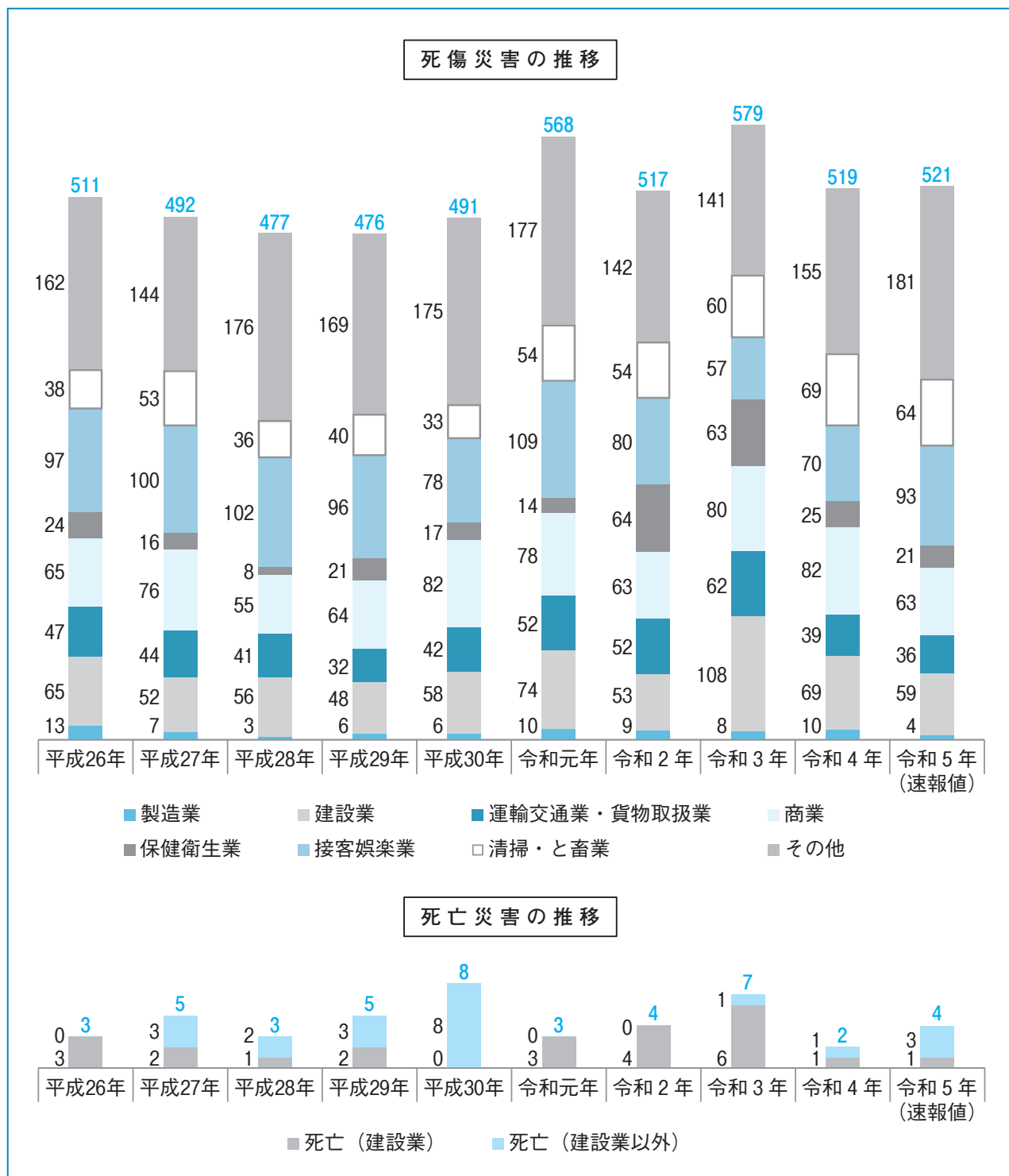
- ウェブ会議システム「Microsoft Teams (チームズ)」を利用した、リモートによる相談・支援（都内の労働基準監督署のみ）を行っています。
- ◆ リモートによる相談・支援は、都内に所在する事業者のみご利用可能です。
- ◆ Microsoft Teamsが使用できる環境をご用意ください。
- ◆ 申込方法：各労働基準監督署（都内のみ）へお電話でお申し込みください。

（都内の労働基準監督署の電話番号と管轄区域）

労働基準監督署	電話番号	管轄	労働基準監督署	電話番号	管轄
中央労働基準監督署	03-5803-7381	千代田区、中央区 文京区、大島町 八丈町、利島村 新島村、神津島村 三宅村、御蔵島村 青ヶ島村	足立労働基準監督署	03-3882-1188	足立区、荒川区
上野労働基準監督署	03-6872-1230	台東区	向島労働基準監督署	03-5630-1031	墨田区、葛飾区
三田労働基準監督署	03-3452-5473	港区	亀戸労働基準監督署	03-3637-8130	江東区
品川労働基準監督署	03-3443-5742	品川区、目黒区	江戸川労働基準監督署	03-6681-8212	江戸川区
大田労働基準監督署	03-3732-0174	大田区	八王子労働基準監督署	042-680-8752	八王子市、日野市 稲城市、多摩市
渋谷労働基準監督署	03-3780-6527	渋谷区、世田谷区	立川労働基準監督署	042-523-4472	立川市、昭島市 府中市、小金井市 小平市、東村山市 国分寺市、国立市 武蔵村山市、東大和市
新宿労働基準監督署	03-3361-3949	新宿区、中野区 杉並区	青梅労働基準監督署	0428-28-0058	青梅市、福生市 あきる野市、羽村市 西多摩郡
池袋労働基準監督署	03-3971-1257	豊島区、板橋区 練馬区	三鷹労働基準監督署	0422-67-0651	武蔵野市、三鷹市 調布市、西東京市 狛江市、清瀬市 東久留米市
王子労働基準監督署	03-6679-0183	北区	八王子労働基準監督署 町田支署	042-718-8610	町田市

三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況

令和5年の休業4日以上死傷者数（速報値、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）は、521人（製造業4人、建設業59人、運輸交通業・貨物取扱業36人、商業63人、保健衛生業21人、接客娯楽業93人、清掃・と畜業64人、その他181人）で前年同様に比べて若干増加しています。また、死亡災害については、建設業1件、商業1件、その他の3次産業で2件発生しています。



令和6年度労働保険料率について

◎雇用保険料率

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は下記のとおりです（令和5年度と同率です）。

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率の み)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清 酒製造の事業 ※	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

◎労災保険料率

厚生労働省は、労働政策審議会に「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」（以下、「省令案要綱」と言う）について諮問を行い、「妥当と認める」との答申を得ました。

省令案要綱は、労災保険率、第二種特別加入保険料率、労務費率の改正を主な内容にしており、労災保険率は全業種の平均労災保険率4.5/1,000から4.4/1,000へ引き下げられます。

労災保険率及び第一種特別加入保険料率

(単位：1/1,000)

業種	現行	改定	変化
林業	60	52	↓
海面漁業	18	18	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	↓
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	
採石業	49	37	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9	
建築事業	9.5	9.5	
既設建築物設備工事業	12	12	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	↓
その他の建設事業	15	15	
食料品製造業	6	5.5	↓
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	
木材又は木製品製造業	14	13	↓
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↑
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	17	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	↓
金属精錬業	6.5	6.5	
非鉄金属精錬業	7	7	
金属材料品製造業	5.5	5	↓
鋳物業	16	16	
金属製品製造業又は金属加工業	10	9	↓
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	6.5	↓
機械器具製造業	5	5	
電気機械器具製造業	2.5	3	↑
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6	↓
交通運輸事業	4	4	
貨物取扱事業	9	8.5	↓
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	12	↓
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	42	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
ビルメンテナンス業	5.5	6	↑
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

特別加入保険料率

◎一人親方等の保険料率（第二種特別加入保険料率）

（単位：1/1,000）

業種	現行	改定	変化
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11	↓
特2 建設業の一人親方	18	17	↓
特3 漁船による自営業者	45	45	
特4 林業の一人親方	52	52	
特5 医薬品の配置販売業者	7	6	↓
特6 再生資源取扱業者	14	14	
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	48	
特8 柔道整復師	3	3	
特9 創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者	3	3	
特10 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3	3	
特11 歯科技工士	3	3	
特12 指定農業機械作業従事者	3	3	
特13 職場適応訓練受講者	3	3	
特14 金属等の加工、洋食器加工作業	15	14	↓
特15 履物等の加工の作業	6	5	↓
特16 陶磁器製造の作業	17	17	
特17 動力機械による作業	3	3	
特18 仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特19 事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特20 特定農作業従事者	9	9	
特21 労働組合等常勤役員	3	3	
特22 介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5	
特23 芸能関係作業従事者	3	3	
特24 アニメーション制作作業従事者	3	3	
特25 情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3	

◎海外労働者（第三種特別加入保険料率）

海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3	
---------------------	---	---	--

労務費率

業種	現行	改定	変化
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
道路新設事業	19%	19%	
舗装工事業	17%	17%	
鉄道又は軌道新設事業	24%	19%	↓
建築事業	23%	23%	
既設建築物設備工事業	23%	23%	
機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付け	38%	38%
	その他のもの	21%	21%
その他の建設事業	24%	23%	↓

最近の雇用失業情勢

○令和6年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.4%であり、前月に比べ0.1ポイント低下。

☆完全失業者数（季節調整値）は170万人と、前月より2万人減少。

☆就業者数（季節調整値）は6,761万人と、前月より3万人減少。

☆雇用者数（季節調整値）は6,098万人と、前月より5万人減少。

☆主な産業別雇用者を前年同月と比べると、「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」では減少、その他の産業では増加している。

☆有効求人倍率（季節調整値）は1.27倍であり、前月と同水準。

☆新規求人倍率（季節調整値）は2.28倍であり、前月より0.03ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（令和6年2月）「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分注意する必要がある。」（※景気の総括判断は下方修正）

「雇用情勢は、改善の動きがみられる。」（※雇用情勢判断は据え置き）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
2年度	1.90	2.36	9.12	1.10	1.27	4.90	5,803	7,960
3年度	2.08	2.48	10.25	1.16	1.22	4.93	6,091	8,492
4年度	2.30	3.20	14.76	1.31	1.60	6.89	6,330	8,929
6年1月	2.28	3.48	14.50	1.27	1.74	7.40	5,435	7,745

（注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和6年1月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は354,071人（前年同月比3.8%増）で、30か月連続で前年同月を上回った。また、新規求人数は126,495人（前年同月比2.5%増）で、28か月連続で前年同月を上回った。

一方、有効求職者数は193,731人（前年同月比4.8%増）で、4か月連続で前年同月を上回った。また、新規求職者数は37,256人（前年同月比2.8%増）で、2か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は5,435件で、前年同月より4.1%増となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は2,623件（前年同月比0.1%減）、パートは2,812件（前年同月比8.3%増）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、1月の都内の倒産件数は131件（前年同月比40.9%増）であり、業種別件数では、サービス業（33件）、卸売業（19件）、建設業（17件）、情報通信業（14件）の順となっている。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇う義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

③

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。
(令和6年4月以降)**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

令和6年1月、東京都港区に関東安全衛生技術センター東京試験場が開設されました。

～試験会場へのアクセスが良くなります～

1 運用開始について

関東安全衛生技術センターでは、労働安全衛生法に基づく免許試験受験者の利便性向上のため、東京都内に常設の試験会場（東京試験場）を開設しました。運用開始は令和6年4月以降の試験からとなります。

対象となる試験の種類及び試験日程等は、安全衛生技術試験協会及び東京試験場のホームページでご確認ください。

2 受験申請について

東京試験場への受験申請は、センターと同様に「試験日の2か月前」から開始します。東京試験場での受験を希望される方は、東京試験場で実施される試験日を確認の上、受付期間内に東京試験場に、郵送によりお申し込みください。

3 所在地等（事務所及び試験場）

名 称：関東安全衛生技術センター東京試験場

所 在 地：東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー 21階

電話番号：03-6432-0461

アクセス方法・周辺地図



注）隣接のニューピア竹芝サウスタワービルとお間違いないようお願いいたします。

電車をご利用の方		
新橋駅	ゆりかもめ 約4分	竹芝駅 徒歩 約1分
東京駅	JR 約4分	浜松町駅 徒歩 約7分
品川駅	JR 約5分	
渋谷駅	JR 約18分	大門駅 徒歩 約8分
羽田空港	東京モノレール空港快速 約18分 都営浅草線直通京急線 約20分	
新宿駅	都営大江戸線 約17分	
車をご利用の方		
羽田空港	首都高湾岸線経由 約18分	

- 電車 JR 新橋駅で「ゆりかもめ」に乗換え竹芝駅下車 徒歩1分。JR 浜松町駅下車徒歩10分
- バス 浜95系統「品川駅港南口～田町駅東口～竹芝栈橋入口」に乗車し、「竹芝栈橋入口」下車徒歩1分
- 車 ニューピア竹芝ノースタワー駐車場 (B1F～B2F、**有料です**)

○東京試験場 学科試験実施予定回数（令和6年度）

- ・衛生管理者試験：年間100回程度／週2回程度
- ・特級ボイラー技士試験：年間1回
- ・一級ボイラー技士試験：年間3回
- ・二級ボイラー技士試験：年間12回
- ・クレーン・デリック運転士試験：年間5回
- ・エックス線作業主任者試験：年間3回
- ・潜水士試験：年間3回

2024年 新年賀詞交歓会のご報告

1月26日（金）午後5時30分からオークラ東京プレステージタワー7階「メイプル」において、新年賀詞交歓会が会員企業様より約100名の皆様のご出席をいただき開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響により2021年から3年間中止となっておりましたが4年ぶりの開催となりました。

ご来賓として、東京労働局から美濃芳郎東京労働局長様、伊藤聖安全課長様、港区から野澤靖弘副区長様、三田労働基準監督署から雨森哲生署長様、津田太郎副署長様、宮本大輔副署長様ほか幹部職員の皆様、品川公共職業安定所から赤尾浪広所長様、白砂修管理部長様、田代浩之職業相談部長、及川智雇用開発第1部長様にご出席いただきました。

冒頭、能登半島地震の犠牲者に対して追悼の意を込めて、参加者全員で黙祷を捧げたのち、松岡会長から三田労働基準協会が会員や地域企業に役立つ事業展開に努めてまいりたいとの挨拶で始まりました。次いで、ご来賓の美濃東京労働局長様からは一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けたご祝辞を、また、野澤副区長様、雨森署長様、赤尾所長様のご祝辞では各行政の現況などについてご説明いただきました。

柳田副会長の乾杯の発声ののち、会員同士や行政の皆様との名刺交換や歓談が行われ、米澤副会長の中締めで盛会のうちにお開きとなりました。

ご多忙の中、ご出席いただきました大勢の会員様に御礼申し上げます。



松岡会長挨拶



美濃東京労働局長様



野澤副区長様



雨森署長様



赤尾所長様



ご出席の皆様

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合へ委託されている皆様方からお預かりした、令和4年度確定、令和5年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
NXキャリアロード(株)本社	港区西東麻布1-28-13	人材派遣業、業務請負業、人材紹介業

2024年度定期総会開催のご案内

2024年度（第76回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日時：2024年5月27日（月） 午後4時～5時

会場：東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

総会、懇親会ともに2階 サンフラワーホール

総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして、5年ぶりに懇親会を開催いたしますので併せてご参加くださいますようお願いいたします。

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

- **無料** 令和6年度 東京労働局（監督署・ハローワーク・需給調整事業部）行政運営方針の説明会 4月25日（木）

【オンライン開催】

「働き方改革」の実現に向け、働く人々の労働環境が大きく見直されている現状の中、東京労働局が取組む労働行政の重点課題が示されます。三田労働基準監督署、ハローワーク品川、東京労働局需給調整事業部の担当官が、東京労働局の行政運営方針に基づき策定された具体的な取組についての説明をいたします。人事・労務管理を担当される皆様のご参加をお待ちしております。

2 協会企画講習会（お申込みの状況により中止させて頂く場合がございます）

（1）資格関係

- **有料** 安全管理者選任時研修（第1回） 4月18日（木）～19日（金）

50人以上の工業的業種事業場に義務付けられている「安全管理者」の選任において、本研修の修了が必要です。

- **有料** 衛生管理者受験準備講習会（第1回） 5月14日（火）～16日（木）

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

（2）労務管理関係

- **無料** 新入社員安全衛生教育講習会 4月24日（水）

【オンライン開催】

新入社員を対象とする「雇入れ時の安全衛生教育」は、労働安全衛生法第59条に基づきその実施が必要となります。（一社）三田労働基準協会では、職場の安全衛生の基本について新入社員に対し安全衛生教育講習会を開催いたします。「安全衛生の基本」を学んでいただく講習会です。

- **有料** 労災保険給付の実務基礎講習会 5月23日（木）

労災保険実務を初めて担当する方、労災保険制度の仕組みや労災保険給付の基礎的な知識を理解したい方を対象とした講習会を開催いたします。労災保険制度の概要、対象となる「労働者」や「保険事故」とは、労働基準監督署における調査の流れなどをベテランの講師が具体的に解説いたします。

- **有料** 連続講座 人事労務担当者基礎講習 6月12日（水）～13日（木）

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート・有期労働法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。改正された内容も含んでおり、新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

- **有料** 実務基礎講座 人事・労務担当者のための労基法 6月20日（木）

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。

- **有料** 実務基礎講座 雇用保険・社会保険 6月21日（金）

最近の法改正を踏まえ、雇用保険、健康保険、厚生年金保険について、迅速かつ適正な手続ができるように、各種手続きについて、担当者の疑問を解消します。

- **有料** 実務基礎講座 業務上災害・通勤災害労災保険手続きA to Z 6月25日（火）

業務上災害・疾病、通勤災害について、会社として、迅速かつ適正な労災保険給付の請求ができるように、人事・労務担当者向けに労災手続の実務講習会を開催します。

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますので、ご確認をお願いします。）

定期健康診断のご案内

(一社)三田労働基準協会 TEL 03-3451-0901

令和4年の定期健康診断結果では、血中脂質31.6%、血圧18.2%、肝機能検査15.8%の方に所見があり、何らかの所見がある労働者は58.3%（厚労省調）にのぼっています。

当協会では、労働安全衛生法で実施が業務付けられている、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいませようご案内申し上げます。

記

- 健診日時 2024年6月24日（月）午前9時～11時30分まで（受付終了11時まで）
- 健診会場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5）1階研修センター
- 申込方法 6月7日（金）までに、本ページをコピーしてFAX又は郵送でお申込みください。
- 検査結果 健診後約3週間で、健康診断結果書類を、事業場宛てに郵送致します。
返送料として30人未満の場合のみ800円をご負担願います。
- 健診実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 〒143-0016 大田区大森北1-18-18-3 F
TEL 03-5767-1713 FAX 03-3765-1662 渉外部 佐貴

健康診断申込書(送付先:三田労働基準協会) FAX 03-3451-7692

事業所名			
所在地	〒		
担当者名	電話番号		
	FAX番号		
受診人数	A(1)基本定健(法定全項目) 9,350円(消費税込)		
	男	名	
	女	名	
	計	名	

◎20人以上の場合は、ご希望により巡回健診を実施することも可能です。ご相談下さい。

◎特殊健診をご希望の事業場は、以下にご記入下さい。一般健診と同時に実施します。

有害物質・有害要因	料金(消費税込)	受診人数
有機溶剤(種類により料金が異なります)	2,750～7,700円	名
鉛およびその化合物	7,865円	名
じん肺	4,290円	名
電離放射線	3,850円	名
特定化学物質(種類により料金が異なります)	2,420～9,240円	名
紫外線・赤外線	2,420円	名
VDT作業	6,050円	名
レーザー光線	4,950円	名
大腸がん検査	1,100円	名
前立腺検査(男性のみ)	3,080円	名

2024年度講習会等予定表

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等でお知らせします。

講習等の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
労務・安全・衛生等、労務管理全般について10～15回予定 別途案内	24	23	12・13	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
一般労務管理	雇用均等行政講習会					◎							
	行政運営方針説明会	25											
	労務管理講習会		22						6				
	労災保険実務講習												
安全衛生	外国人労働者労務管理説明会						22						
	新入社員安全衛生教育												
	安全週間説明会			14									
	労働衛生週間説明会					13							
	港地区健康と安全推進大会							12					
	健康づくり研究会講習会					8							
	衛生管理者等支援講習会									23			
MS・RA講習会 ※													
資格関係等	危険予知訓練実務講習会												
	新入社員等安全衛生教育担当者講習											□13	
	フォークリフト運転技能講習							□学科9 実技12・ 13・14					
	玉掛け技能講習				□学科 17・18 実技21								
	粉じん作業者特別教育						□11						
	高圧電気取扱者特別教育												
	低圧電気取扱者特別教育												
	研削といし取替え等特別教育					□21							
	プレス作業者特別教育												
	クレーン運転(5t未満)特別教育												
	足場の組立て等特別教育												
	フルハーネス使用作業特別教育												
	★安全管理者選任時研修	18・19			4・5			□23・24			15・16		
	★第2種衛生管理者能力向上教育					6							
	★安全衛生推進者養成講習			△◎					□13・14				
	★安全衛生推進者初任時教育			19				16					
★衛生推進者養成講習			□21			10						11	
★リスクアセスメント担当者研修					2								
衛生管理者受験準備講習		14・15・ 16		9・10・ 11		△25・ 26・27		19・20・ 21			26・27・ 28		

日 程：月欄の数字＝開催予定日 ◎＝日程調整中

主催者：無印＝三田協会 △＝品川協会 □＝大田協会

- 労務管理講習は三田・品川・大田・渋谷・新宿・池袋協会との共催、資格関係講習は三田・品川・大田・渋谷協会の共催です。
- ※＝安全衛生マネジメントシステム・リスクアセスメント講習会の略です。
- 三田労働基準協会会員は、受講料が必要な講習会等については、原則として会員割引等優遇措置があります。
- 三田労働基準協会会員は、このほか(公社)東京労働基準協会連合会の講習が割引になります。東基連若しくは協会HPをご覧ください。
- ★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協力会の教育研修などにご利用下さい。詳しくは協会事務局(03-3451-0901)へご相談下さい。

みなとみた

令和6年3月号 令和6年3月15日発行(年6回発行)第28巻第2号通巻第162号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>